

東京都立竹台高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 軽微ないじめも見逃さない
- (2) 教員が一人で抱え込まず学校組織全体で一体となり取り組む
- (3) 相談しやすい環境の中でいじめから生徒を守り通す

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、根拠法令等をもとに適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定する

イ 所掌事項

- 学校経営計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証等
- いじめの未然防止や早期発見等に関する対応
- いじめ問題への迅速かつ具体的対応策の検討・実施
- 重大事態への対処として、被害生徒への緊急避難措置及び加害生徒への指導等の検討・実施に関する対応

ウ 会議

教育相談委員会を定期的を開催し、生徒の情報共有を行う。また、いじめの兆候を把握した場合や、いじめの相談があった場合、その都度臨時会として学校いじめ対策委員会を招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として位置付ける。

イ 所掌事項

生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るとともに、問題を解決するための指導・支援を行う。

ウ 会議

いじめの兆候を把握した場合や、いじめの相談があった場合、その都度臨時会として招集する。

エ 委員構成

警察関係者、消防関係者、児童福祉関係者、教育関係者、保護司、民生・児童委員、P T A関係者等

4 4段階の具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
- イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- ウ いじめを許さない指導の充実
- エ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成（「自己指導能力」の育成）
- オ 保護者、地域住民、関係機関等との共通理解の形成

(2) 早期発見のための取組

- ア 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- イ 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
- ウ 全ての教職員による子供の状況把握
- エ 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- オ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

(3) 早期対応のための取組

- ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- イ 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例
- ウ 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例
- エ 重大事態につながらないようにするための対応
- オ 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

(4) 重大事態への対処のための取組

- ア 重大事態発生の判断
- イ 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- ウ 加害の子供の更生に向けた指導及び支援
- エ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- オ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

5 健全育成に係る取組

- (1) 学校・家庭・地域と連携して、年2回セーフティー教室を行う。
- (2) いじめアンケートを年3回以上実施する。（5年間保管）
- (3) 年2回のふれあい月間（いじめ防止強化）の実施で生徒の、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行為および不登校等の早期発見・早期対応、未然防止につながる具体的取組を実施する。また、総点検を行い、現状や取組の効果などを把握し取組改善を図る。
- (4) 学校カウンセラーと連携し、年1回SOSの出し方に関する講演会を行う。
- (5) 1年次に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- (6) カウセリングルームの整備を行い、学校カウンセラーに相談しやすい環境を整える。